

「特別用途食品の表示許可等について」の一部改正について(案)の概要

令和6年8月
消費者庁

1 改正の趣旨

- ・ 特別用途表示制度における病者用食品のうち、特に経口補水液については、清涼飲料水よりも電解質量が多く含まれているため、脱水状態時でない場合又は脱水の原因となる疾患等に罹患していない場合に漫然と使用することにより短期的に健康上の問題を引き起こす可能性があり、他の病者用食品と比較しても健康上のリスクが相対的に高いものとなっている。さらに、その他の清涼飲料水と容器・形状が類似しているため、誤認して購入・使用されるリスクが高く、それに伴う健康影響も懸念されている。
- ・ こうしたことを踏まえ、「特別用途食品の表示許可等について」(令和元年9月9日消食表第296号消費者庁次長通知)について、以下の改正を行う。

2 改正内容

(1) 経口補水液の販売方法に関する留意事項

必要的表示事項の趣旨について、使用段階でも消費者に確実に認識されることを担保するため、経口補水液の販売方法に関する留意事項を以下のように定める。

経口補水液の販売方法

経口補水液の販売に当たっては、そのほかの清涼飲料水とは明確に区別し、病者用食品(経口補水液)であることが分かるようにポップ等に明示すること。そのほか、次に掲げる事項に留意して販売すること。

- ① 消費者が購入段階で必要的表示事項を認識できるよう、医療関係者(※)による確認や相談等が行われる体制が整った場所又は方法により販売するよう次に掲げる事項を行うことに努めること。

ア 実店舗で販売する場合

- ・ 消費者に対して、医師から経口補水液の摂取を指示されているかを医療関係者が確認できる体制を整えていること。
- ・ 陳列に当たっては、「特別用途食品「経口補水液」販売時における陳列・掲示について」(令和5年11月20日消費者庁食品表示企画課事務連絡)を参考にすること。

イ 実店舗以外で販売する場合

- ・ インターネットサイトでの販売に当たっては、必要的表示事項に関する確認欄にチェックを入れて購入画面に進むような仕組み等を用いて消費者に対して必要的表示事項に関する情報を伝達すること。
- ・ 自動販売機での販売に当たっては、消費者が購入段階で必要的表示事項が確実に認知される仕組みを有した自動販売機で販売すること。

- ② 経口補水液についてはその他の清涼飲料水と誤認して使用されることを防止する観点から、必要的表示事項に関する情報が、購入段階のみならず、使用段階でも消費者へ確実に認識される必要があるため、どのような形態による販売方法であれ、必要的表示事項に関する情報を個々の製品に表示すること。

※ 医師及び管理栄養士のほか、経口補水液の適切な使用方法を説明できる薬剤師等の医療関係者をいう。

(2) 必要的表示事項を消費者に認識させるために講じる措置についての提出資料についての規定の追加

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成 21 年内閣府令第 57 号。以下単に「府令」という。)については、特別用途食品の必要的表示事項を府令に明記し、必要に応じて、必要的表示事項を消費者に認識させるために講じる措置についての資料提出を求めることを内容とする改正案について、現在意見公募手続中である。

これと合わせて、本通知においても、当該資料を申請書の添付資料として追加する。

(3) その他

そのほか、分かりやすさの観点から規定順の見直し等の規定の整備を行う。

3 今後の予定(施行期日)

令和6年8月上旬～ パブリックコメント

10月上旬～ 公布・施行